

2025 年度

# PTAのしおり



市川小学校PTA

2025年 4月 発行

# ♪ P T A あいさつ ♪

市川小学校 PTA 会長

森脇 隼人

保護者の皆様におかれましては、日頃より P T A 活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝を申し上げます。

そして、今年度ご入学を迎えられました保護者の皆様、よろしくお願ひいたします。

私たち P T A は、子どもたちのすこやかな成長を願い、安全に安心して楽しく学校生活を送れるように、先生方と保護者、そして地域の方々と協力し合い、活動しております。

P T A 活動は、「できる人が、できる時に、できる範囲で」という方針で行っております。「子どもたちのために何かしたい」という気持ちは皆様一緒に思いますので、ぜひ、無理のない範囲でご協力いただけますと幸いです。

今年度も様々な行事がございますが、子どもたちの笑顔を増やせるよう、皆様と力を合わせて取り組んで参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

# PTAとは・・・

## ☆PTAの趣旨

PTAは任意加入であり、市川小に通うすべての児童を対象に活動する団体です。子どもたちの健全育成のため、子育ての当事者同士が連携し、円滑で活発な学校の運営・教育活動に寄与していくことを目的としています。

PTAに参加して頂くと、学校の先生方や子どもたちと直接関わる機会が増えて達成感もあると思います。また、子どもを見守る環境を一緒に作ることで、子どもたちに安心感を与え、健やかな成長に大きく寄与することができます。活動も強制されるものではありませんので、気軽にご参加ください。

## ☆入会方法

入会希望者は入会(継続)申込書を提出していただきます。  
退会する場合は、退会届をHPにて取得し各クラス担任を通して、教頭先生若しくは直接本部に提出してください。  
※この入会(継続)申込書の有効期限は、児童が本校を卒業または転出するまでといたします。

## ☆会費額・徴収方法

月300円(8月を除く) 年間3,300円(一家庭)  
学校徴収集金と一緒に引き落とします。  
皆様からお預かりしたPTA会費は、子どもたちの教育環境向上のため、またPTAの円滑な運営のために活用させていただきます。

## ☆保護者から選出されるPTAの役員は

保護者から選出される役員は学校全体として本部役員と専門委員があります。本部役員は毎年役員選考委員会によって選出されます。

本部役員 (会長、副会長、書記、会計、会計監査)  
(校長先生は名誉会長、教頭先生は会計)  
専門委員 (学年委員、安全委員、おまつり委員、広報委員、厚生委員、家庭教育学級委員)

専門委員は事前アンケートを基に選出いたします。それぞれの役割については、本しおりを参考してください。

専門委員になった方は新年度初回の懇談会に引き続いで開催される各専門委員会に出席してください。それぞれの活動の内容についてお知らせします。

安全、おまつり、広報、厚生、家庭教育学級の各委員は、各専門委員会に出席して、委員長、副委員長を互選します。

本部役員、各専門委員長を2年以上務めていただいた方は卒業式で優先席を利用できます。（但し一席に限ります。）

#### ☆交通当番について（全保護者が分担）

各クラスに期間を振り分け、クラス内で1日2名～4名ずつ当番を決めます。朝、登校時間に正門前や国道の横断歩道を渡る子どもたちの安全を見守りながら、子どもたちに「おはよう！」と声をかけてください。

今の子どもたちは挨拶が苦手とよくいわれます。挨拶は人間関係を築く上で大切な基本です。まず大人が見本を示すことが大事だと考えます。最初は少し勇気がいりますが、慣れて子どもたちが挨拶を返してくれるとうれしいものです。

#### ☆任意でご協力をお願いする「市川小見まもり隊」について

交通当番とは別に、ご近所の気になる場所に児童の登校時に立っていただきます。

※新年度に配布する「市川小見まもり隊」カードを着用の上お願いいたします。

#### ☆名札と学年シールについて

校内で保護者の方々に名札を付けて頂く事は、保護者同士で名前を覚えていただくこと、また、部外者と区別することで子どもたちの安全を守ること等を目的としています。

- ◎ 名札は、学年シールを中の白い紙左上に貼り、名字だけお書き下さい。
- ◎ 保護者会・授業参観・学校行事・役員の仕事等で来校される方は、全員必ずご着用下さい。

（名札がない方に対するお尋ねする場合もございます。）

- ◎ 在校中は、学年が変わっても継続してご使用頂きますので、大切にして下さい。

- ◎ 今回の配布分（1世帯1枚）につきましてはPTA会費からの支出となります。

紛失なさった場合またはご家族分に関しましては、同様のものを個人で購入していただくことになります。（文房具店等にあります。）

※学年シールは再発行いたしません。名札は無くさないよう十分注意してください。



## 各専門委員の仕事

## ♪ 学年委員

### 【こんな方にぜひ】

- ・子どもたちの学校生活向上のための活動に関わりたい方

### 【仕事内容】

- ① 運営委員会で、子どもたちのより良い学校生活のために学校と意見交換することができます。  
(昨年度は5月に1回開催)
- ② 適宜、担当学年の先生と保護者のパイプ役や、PTA活動のお手伝いをしていただくことがあります。
- ③ 市川小子どもまつりを開催する為、おまつり委員のお手伝いをしていただくことがあります。
- ④ (該当者のみ) 互選により4名が本部役員選考委員を兼務します。  
12月頃役員推薦の文書を作成・配布し、立候補・推薦あがった方に連絡・打診をします。  
(推薦者の取りまとめは学校で行います。担当:教頭先生)

## ♪ 広報委員

### 【こんな方にぜひ】

- ・広報「いちかわ」の発行に携わってみたい方
- ・「学校に頻繁に来ることは難しいが、家で作業(パソコン)するのならできる!」という方

### 【仕事内容】

- ① PTA・学校・地域の活動を校内外に広める目的で広報紙「いちかわ」(年2号)を発行します。
- ② 仕事は主に、年2号のうち1号の紙面作成(撮影・インタビュー・編集等)を担当します。  
専門委員会時(年1回)に広報委員の仕事内容の説明・担当わけ及び編集会議を行います。  
その後は『サイボウズOffice』(パソコンやスマホで利用できるツール)を使用し、連絡を始め撮影写真やファイル等の情報共有をします。
- ③ 編集作業はMicrosoft Power Pointを使用します。
  - ・紙面編集後に全員でサイボウズOfficeにて校正作業を行います。
  - ・児童及び関係各所に広報紙を印刷し配布します。
- ※紙面作成は、チームで協力して行いますので、就業・未就学児の有無などは問いません。  
各自のできることを担当し、紙面作成をしていきます。
- ④ (委員長のみ) 年度初め・終わり、報告事項のある場合のみ運営委員会に出席・活動報告します。

# ♪おまつり委員

## 【こんな方にぜひ】

- ・子どもたちを楽しませたい！自分たちも楽しみたい！という方
- ・チームでの制作や作業が好きな方

## 【仕事内容】

委員長、副委員長を定め、市川小子どもまつりの企画運営をします。 夏休みから 11 月のおまつり実施日が主な活動期間になります。

おまつり委員会を適宜開催してください。クラス代表または学年代表の方にもお手伝いしていただくことがあります。

昨年度は松丸亮吾さんプロデュースの「謎解きやろうプロジェクト」を全学年にて実施しました。広く校舎内を使い各所に謎解きを設置して、学年の垣根を超えて攻略していくイベントの企画運営を行いました。

# ♪厚生委員

## 【活動内容】

### ① ベルマーク運動への参加

ベルマークを整理・計算して財団に送ると 1 点が 1 円に換算されてベルマーク預金になります。その預金で、自分たちの学校に必要な設備・教材が「協力会社」から購入できます。

- ・収集・仕分け→集まったベルマークを会社毎に整理します。

（月 1 回/月曜日/約 1 時間/約 10 名）

- ・集計→ベルマークの集計作業を行います。（月 1 回/校内活動に参加していない方/在宅作業）

- ・児童委員会活動のお手伝いをします。（月 1 回/水曜日/約 1 時間/約 4 名）

- ・ベルマーク運動説明会に出席します。（年 1 回/委員長または副委員長）

### ② 年度初め・終わり、報告事項のある場合のみ運営委員会に出席し活動報告をします。（委員長）

## ♪家庭教育学級委員

### 【こんな方にぜひ】

- ・コミュニケーションをとる事が好きな方
- ・イベント企画などに興味がある方

### 【仕事内容】

- ・家庭教育学級の開催  
(年3回・各グループ1回、市川小にて平日午前中開催)  
※家庭教育学級とは…講師を招き、子どもについて学び合い・交流を深め・親子のコミュニケーションなどに役立つ学びの場です。  
例)子育てに関する講習会、ハンドメイド講座、栄養講座など
- ・講座の企画、講師手配、会場手配
- ・開催内容のお便り作成・配布
- ・当日準備、片付けまでの運営
- ・企画書、報告書作成(WEBにて提出)

## ♪安全委員

### 【こんな方にぜひ】

- ・子どもたちの安心・安全な学校生活・地域環境を守りたい方
- ・活動は年に数回程度なので、忙しく時間のない方でも携わりやすいです。

### 【仕事内容】

- ① 交通当番表を作成します。(各クラスごと)
- ② 「かけこみ110番」新1年生へアンケート配布、地図作成作業。
- ③ 運動会など市川小子どもまつりの日に校内パトロールを行います。(必要に応じて)

※市川小ホームページ「PTA>安全>かけこみ110番」をご参照ください。

## ♪各種お手伝い

各委員会また行事等でお手伝いが必要な場合は、保護者の皆さんにお手伝いを募集することがあります。委員をやっている、やっていないに関わらずお気軽にご参加ください。

# 本部役員の仕事

本部役員は、選考委員会から選出後、PTA総会の承認を得て1年間、学校と保護者のパイプ役、PTA活動の手伝い等をします。

## ＜会長＞

PTAの代表として、学校行事及び他校との交流（PTA連合会、一中ブロック会議等）に参加したり、PTA全体を取りまとめます。

## ＜副会長＞

会長の補佐をし、主に校内のPTAを取りまとめます。

## ＜会計＞

毎月1回（集金日の関係上だいたい第2週か第3週。日程は教頭先生と役員の都合で決定）、各家庭から集金したお金を各口座に振り分ける作業、また9月、3月末の会計監査のための資料作りがあります。PTA作業のお手伝いをします。

## ＜書記＞

年1回（2024年度は6月）行われる運営委員会での話し合いの内容を「運営委員会便り」として発行します。その他お便りの発行やPTA総会資料の作成を行います。PTA作業のお手伝いをします。

## ＜会計監査＞

前期末（10月頃）と後期末（3月）に各1回、会計から出された決算を監査します。



# よくある質問

Q 1 P T Aに加入しなかった場合、困ることはありますか？

A 1 P T Aに入会する、しないに関わらずお子様に対する対応はかわりません。但し、P T Aに加入していない方の個人情報を把握していない為、P T Aに関する情報が届かない場合があります。

Q 2 P T Aに加入したら抜けることはできませんか？または退会したが、再入会することは可能ですか？

A 2 可能です。途中入会・退会の場合は、月割りで徴収・返金になります。但し、自由意思による年度途中の退会について返金はされません。

Q 3 本部役員は仕事をしていてもできますか？

A 3 大丈夫です。出席できなくても情報共有できますので、ご安心ください。

Q 4 本部役員の負担は大きいですか？

A 4 できる時にできる方ができることをするのが市川小P T Aの方針ですので、負担を削減しています。

Q 5 本部役員をやるメリットはありますか？

A 5 本部役員、または専門委員長（学年委員長は除く）を2年以上務めていただいた方は、卒業式で優先席を利用できます。また、学校と関わる機会が増えるので、子どもたちの様子を見ることができ、先生方とのコミュニケーションもとれます。

Q 6 本部役員の任期はありますか？

A 6 任期は基本1年です。上限はございませんので、何年でもやっていただけます。

Q 7 P T Aに加入したら、本部役員や専門委員を必ずやらなければならないのですか？

A 7 その必要はありません。何か興味のある活動がありましたら、是非よろしくお願ひします。

Q 8 P T Aはなにをしているのですか？

A 8 この質問は多くの世帯からありましたので、毎年しおりを作成しています。また、市川小ホームページにも掲載しています。



ホーム - 市川市立市川小学校

ichikawa-school.ed.jp

# 市川小学校PTA 会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は「市川小学校PTA」と称し、事務局を市川市立市川小学校  
(以下「本校」と略す) 内に置く。

### (目 的)

第2条 本会は学校・家庭および地域社会での児童の健やかな成長を願い、会員相互が  
地域と協力して円滑で活発な学校の運営・教育活動に寄与していくことを目  
的とする。

### (方 針)

第3条 本会は任意加入であり、本校に在籍するすべての児童を対象とする団体であ  
る。

### (会 員)

#### 第4条

- 1、 本会の会員となることが出来る者は第2条(目的)に賛同する者であり、本校に  
在籍する「児童の保護者」および「教職員」とする。  
本会は自由意志で入会し、また退会できる。
- 2、 本会への入会希望者は入会申込書を提出する。
- 3、 本会の退会は下記の通りにする。  
イ 自動退会：子の卒業・転居、勤務校の異動により、会員資格を失う者は会員資格  
の消滅をもって退会とする。  
ロ 任意退会：自由意思によって退会する者は退会届を提出する。

### (事業および活動)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業および活動を行う。

- 1、 教育環境の整備
- 2、 児童の健康増進、安全の確保
- 3、 広報活動
- 4、 会員の教養の向上と相互の親睦
- 5、 その他の目的達成のための諸事業および諸活動

### (経 費)

第6条 本会の目的を達するために要する経費は会費をもってこれをあてる。

### (会 費)

#### 第7条

- 1、 会費は毎年度総会において決定する。
- 2、 会費は世帯数制を原則とし、金額は新年度予算における運営費、事業費等の額  
により算出し、総会に諮る。

### (会計年度)

第8条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとる。

## 第2章 役員・委員

(役員)

### 第9条

1、 本会に次の役員をおく。

- |        |     |                |
|--------|-----|----------------|
| ○ 名誉会長 | 1名  | (校長)           |
| ○ 会長   | 1名  | (保護者)          |
| ○ 副会長  | 若干名 | (保護者1名以上・教頭)   |
| ○ 会計   | 若干名 | (保護者1名以上・教頭)   |
| ○ 書記   | 若干名 | (保護者1名以上・教員1名) |

2、 上記役員の他に会計監査をおく。

- 会計監査 若干名 (保護者2名以上・教務主任)

(役員の任期)

### 第10条

- 1、 役員の任期は当該総会から翌年度の総会までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2、 役員は総会により決定する。必要に応じて役員は他の役員および委員の兼任をすることが出来る。
- 3、 役員の選出は「役員選考委員会」がこれにあたり、公選により総会前に選考をする。
- 4、 役員の選考方法については別に細則に「役員選考規定」を定める。
- 5、 役員に欠員が生じた場合は、役員選考委員会により補欠役員を選考し、運営委員会の承認により決定する。補欠により就任した者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(役員の任務)

### 第11条 役員の任務は次の通りにする。

- 1、 名誉会長は本校の最高責任者として、本会の各種会議および本会の活動に出席し、本会の目的達成のために指導助言する。
- 2、 会長は本会を代表し、各種の会議を招集し、会務を統括する。
- 3、 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
- 4、 会計は本会の経理を担当し、決算を定期総会に報告する。
- 5、 書記は各種会議の議事を記録・保管し、運営委員会だよりを発行する。
- 6、 会計監査は、当該年度の会計を監査し、総会に報告する。

(委員)

### 第12条

1、 本会の活動のために次の委員をおく。

- 学年委員 ○安全委員 ○おまつり委員 ○広報委員  
○厚生委員 ○家庭教育学級委員

2、 各委員は事前希望アンケートをもとに会員より選出する。

(委員の任務)

### 第13条 委員の任務は次の通りとする。

- 1、 学年委員は運営委員会に参加し、市川小児童のより良い学校生活に寄与するため学校と意見交換をする。  
互選により若干名市川小家庭教育学級の運営委員として活動に参加、協力をする。互選により4名が役員選考委員を兼務する。
- 2、 学年行事等の開催にあたり、当該学年の学年委員が相談の上、意見等調整にあたる。

- 3、広報委員は年2回以上広報紙「いちかわ」を発行し、会員相互および地域との情報交換による本会活動の活性化を努める。
- 4、厚生委員は会員、児童の保健衛生、ベルマーク収集事業等に協力する。
- 5、安全委員は児童の生活環境の保護および安全にかかる活動を行い、一中ブロックの青少年健全育成事業等に協力する。
- 6、おまつり委員は、学校行事かがやきフェスティバルの際  
PTA主催のお楽しみイベント企画を運営する。

(委員会の運営)

第14条 年度初頭に行う事前希望アンケートをもとに選出された各委員は速やかに以下の通り取り決めを行い、各委員長は結果を教頭に報告する。

- 1、学年委員から「役員選考委員」を4名互選する。役員選考委員会は細則第1条により選考委員から「役員選考委員長」1名を選び、委員長の指名により「役員選考副委員長」1名を決定する。  
但し、選出が困難な場合は本部役員が兼務する。
- 2、専門委員は各専門委員ごとに「委員長」および「副委員長」を互選する。  
委員長は速やかに委員会名簿を作成し、提出する。

### 第3章 会議

(会議)

第15条 本会の目的遂行のために次の会議を開催する。

- 総会 (定期総会・臨時総会)
- 運営委員会
- 役員会
- 委員会

(総会)

第16条

- 1、総会はPTAの最高議決機関である。
- 2、総会は会長が招集する。
- 3、議長は総会において会員から選出される。

(定期総会)

第17条 本会の定期（通常）総会は原則として毎年度第1学期に開催する。

(臨時総会)

第18条 会長は必要に応じて隨時「臨時総会」を招集することができる。

(総会の成立および議決)

第19条

- 1、総会は委任状を含めた会員数の3分の2以上をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって可決される。
- 2、総会をWEB開催とする場合は会員数の過半数の承認をもって可決される。

(議会の議決事項)

第20条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- 1、会務の承認（事業報告・事業計画案等）
- 2、前年度の決算報告および当該年度予算案ならびに会計監査報告
- 3、新役員の選出
- 4、会則の改廃
- 5、会費の変更
- 6、その他重要な会務

#### (運営委員会) 第2条

- 1、運営委員会は次の運営委員により構成され、本会会務を企画運営実行する。
  - イ、会則第9条に定めた役員
  - ロ、学年委員、および専門委員
  - ハ、会長が必要と認めた会員
- 2、運営委員はいずれも委員会において発言することができる。ただし、イおよびロの委員のみ議決権を有す。
- 3、運営委員会の議長は「副会長」が行う。
- 4、運営委員会では次の事項を検討、協議し、必要に応じて決議する。
  - イ、学校からの報告・提案事項
  - ロ、役員からの報告・提案事項
  - ハ、各委員会からの報告・提案事項
  - ニ、決議が必要と認められる会計支出
  - ホ、特別会計の支出
  - ヘ、細則の改廃
  - ト、補欠役員の承認
  - チ、その他PTA活動に必要な事項
- 5、書記は運営委員会での報告、検討、協議、決議の結果を記録する。

#### (役員会)

##### 第22条 役員は会長の招集により次の役員会を構成する。

- 1、三役会 校長・教頭・会長・副会長で構成し、学校との連絡調整や運営委員会の議案について検討する。
- 2、役員会 会長が招集し、PTAの全体的な運営、PTAの全体行事について計画し、検討する。
- 3、委員会 学年委員年1回以上、安全委員年1回以上、おまつり委員年数回、広報委員年1回以上、厚生委員年1回以上、家庭教育学級委員年1回委員会を開催する。

## 第4章 事業および活動

#### (児童の活動への協力)

##### 第23条 本会の会員は、児童の「児童会活動」「委員会活動」「学級活動」「クラブ活動」等の充実のために積極的に協力する。

#### (生活科・総合的学習等への参加)

##### 第24条 本会の会員は、児童の「生活科・総合的学習」等の活動に積極的に協力する。

#### (子どもまつり等本会活動への参加)

##### 第25条 本会の会員は「子どもまつり」等の本会活動に積極的に参加・協力する。

#### (グループ活動およびサークル活動)

##### 第26条

- 1、時代のニーズに応じたPTA活動を展開するために、本会の会員は「運営委員会」の承認を得て、会員・児童・元会員・卒業生・地域住民等を組織し、グループ活動およびサークル活動を行うことができる。
- 2、「グループ」は専門委員会活動と別に学校の運営および活動を補助する活動を行う。
- 3、「サークル」は会員等相互の懇親、親睦および生涯学習のための活動を行う。
- 4、本会の目的に合致する活動を行う「グループ」および「サークル」は代表者を「会員」とすることを原則とする。
- 5、本会「運営委員会」の承認を得て、本会の「会計」および「特別会計」により、グループおよびサークル活動の活動費を補助することができる。

## 第5章 個人情報取扱規則

(会員の個人情報の取り扱いについて)

第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について  
は「個人情報取扱方針」に定め適正に運用するものとする。

## 第6章 その他の事項

(表彰規定および慶弔規定)

第28条

1、本会のために特に功績があった会員に対し、表彰規定により定期総会において  
表彰することができる。表彰については細則に「表彰規定」を定める。

2、慶弔については細則に「慶弔規定」を定める。

(改正・廃止および例外条項)

第29条

1、本会則は、原則として成立した総会において出席者の4分の3の同意により改  
正または廃止することができる。

2、ただし、本会則において三役会が本会の運営上やむを得ないと判断する条項の  
至急の改正または廃止は、前項の規定の例外として運営委員会の議決により実  
施することができる。この場合、直後の総会において変更された内容を説明の  
上、出席者の4分の3の同意を得ることとする。

### 〔附 則〕

1) この規約は令和5年5月1日から施行する。

2) 令和4年5月1日施行の「市川小学校PTA会則」は同日廃止する。

# 市川小学校PTA 細則

市川小学校PTA会則を円滑に運営するため、「細則」を定める。

本細則は必要に応じて運営委員会の議決により改正・廃止する事ができる。

## 第1章 規 定

### 第1条 役員選考規定

役員選考の独立性、公平性を期すために役員選考委員会を設置する。

#### 1. 構 成

- ・役員選考委員会は各学年の学年委員から選出される選考委員により構成する。
- ・学校代表の世話人として教頭が参加する。

#### 2. 発 足

- ・役員選考委員会は毎年、年度初頭に行う希望アンケートにおいて選出された学年委員の中から発足する。
- ・委員長は選考委員から互選し、副委員長は委員長の指名とする。

#### 3. 招 集

- ・役員選考委員会は必要に応じて委員長の招集により開催する。教頭は必ず出席することとする。

#### 4. 候補者の推薦

- ・役員選考委員会は原則として12月までに次年度役員候補者を一定期間内に選出するための書面を作成し、1月中に全会員に対し配布する。
- ・役員選考委員会は次年度役員候補者の調整を行い、推薦する候補者を決定する。
- ・役員は役員選考委員会の要請により、推薦された候補者に対し、役員の任務について説明を行う。
- ・役員選考委員は、候補者に内諾を得る。

#### 5. 候補者の承認

- ・役員選考委員会は、総会において選考の経過と結果を報告し、新役員候補者の議決承認を仰ぐ。

### 第2条 表彰規定

#### 1. 表彰は次の基準による。

- イ 役員として尽力した者（2年以上）
- ロ 本会および本校発展のために顕著な協力をした者ハ 専門委員長として尽力した者（2年以上）

#### 2. 卒業式の際、優先して最前列に座ることができる（申告制）

### 第3条 慶弔規定

#### 1. 慶弔について以下の通りとする。

##### イ 児童および保護者会員に対する場合

児童およびその保護者の死亡の際は次の香典を送り、PTA代表が弔問する。

5,000円（児童の場合は供花の追加）

##### ロ 教職員については、それぞれ次の通りとする。

・結婚、出産（配偶者を含む） 5,000円

・病気入院（1週間以上） 5,000円

・教職員およびその一親等、同一家族の不幸の際は、次の香典を送り、PTA代表が弔問する。 5,000円

2. 慶弔に関する会計について
  - イ 慶弔についての経費は、当該年度の一般会計によって充当する。
  - ロ 慶弔会計の処理は、すべて会計が行う。
3. その他の慶弔については、運営委員会において決定する。
4. 教職員の転出、退職がある場合、慶弔に準じた記念品を贈ることができる。

#### 第4条 特別会計規定

特別会計について次の通りとする。

1. P T A活動および事業等によって生じた特別収益金は、一般会計とは区別し、「特別会計」とする。
2. 特別会計の取り扱いは、すべて会計が行い、決算について会計監査の監査を受け、総会に報告する。
3. 特別会計の使途については、学校の活動、児童の活動、本会の活動、本会の備品購入等に有意義に活用するため、運営委員会で十分に協議し決定する。

### 第2章 その他

#### 第5条 入会（継続）申込書

1. 入会は入会申込書の受理をもって行う。
2. 在学中は退会の届けがない限り継続とする。

#### 第6条 退会届

1. 退会届は担任を通して教頭、または直接本部に提出する。

#### 第7条 会費

1. 会費は学校と業務委任契約を締結し、学校徴収金と併せて引落しとする。
2. 途中入会・退会は、月割りで徴収・返金する。  
但し、自由意思による年度途中の退会については返金は行わない。

#### 第8条 会計における認証書の作成

金銭の支出については、所定の認証書に所管の委員長、会長、会計の認印を必要とする。ただし、緊急を要する場合は上記三者もしくは名誉会長の単独認印をもって支出できるが、事後必ず正規の認証書を作成することとする。

#### 第9条 市川小学校P T A会員の行事等へのお手伝いについて学校活動が円滑に進むよう学校主導で必要に応じて行事等を手伝う会員を募集する。

会員はできる範囲で協力する。

#### 第10条 市川小学校P T Aのグループ活動およびサークル活動について

1. 「市川小 oyaji club」「プラタナス読書会」等、学校運営への協力を主たる目的とする活動団体を「グループ」と呼び、「各種P T Aスポーツ部」「各種文化活動同好会」等、会員相互の親睦を主たる目的とする活動を「サークル」と呼び、本会への『登録団体』として登録することができる。
2. 本会は登録団体に対し、その活動費、運営費の一部を補助することができる。
3. それぞれの構成員は、会員、児童、元会員、卒業生、地域住民等自由であるが、代表者は原則として現役「会員」であることが望ましい。

# PTA 個人情報取扱方針

## 第1条（目的及び定義）

1. 市川市立市川小学校 PTA（以下「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、PTA 名簿など本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。
2. 本取扱方針において用いる用語は次のとおりである。
  - (1) 会員とは、市川市立市川小学校 PTA の会員をいう。
  - (2) 本人等とは、個人情報対象者（本人）、個人情報対象者の保護者、あるいは、本人やその保護者らから委任を受けたものをいう。

## 第2条（本会の取扱う個人情報）

本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。

- (1) 会員の氏名、会員の児童のクラス、氏名
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な情報で同意を得た事項

## 第3条（管理）

1. 本会の個人情報管理責任者を市川小 PTA 会長とする。
2. 本会は、市川市立市川小学校（市川市市川2-32-5）内の PTA 会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。
3. 本会の個人情報取扱者は市川小学校 PTA 運営委員とする。
4. PTA 会費の徴収事務、預金通帳・印鑑の保管、PTA に関する文書の配布・回収などを学校に委任するため、会員情報を共有する業務委任契約を結び必要かつ適切な管理を行うものとする。

## 第4条（情報の収集・利用）

1. 本会は本会会則に基づく目的を達成するため、児童、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために利用する。
  - (1) 会費の集金・管理
  - (2) 本会役員の選任
  - (3) 名簿の作成（本会事業催行の為、作成した参加者名簿などを含む）
  - (4) 関係文書の送付
  - (5) 作品などの募集・管理
  - (6) 広報・ホームページへの掲載
  - (7) その他、運営委員会が本会の目的を達成するのに必要と判断した場合
2. 本会の役員または会員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得たうえ、予め備え付けてある管理台帳に利用した日・利用した目的・内容を記載したうえでなければ個人情報を利用できない。

第5条（第三者提供の制限）本会は、収集した個人情報を次の場合を除き、PTA会長が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。なお、PTA会長の判断で個人情報を第三者に提供した場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

- （1）本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
- （2）法令に基づく場合
- （3）人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- （4）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要ある場合
- （5）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、PTA会長が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

#### 第7条（情報の開示等）

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

#### 第8条（秘密保持）

会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知する。またその際、個人情報の漏洩・紛失について調査した結果を、総会及び本人等に通知する。

#### 第9条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

#### 第10条（本取扱方針の改正）

本取扱方針は、総会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

#### 附則

本取扱方針は令和7年4月1日より施行する。